

# 武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業 特定事業の選定について

武豊町（以下「本町」という。）は、平成30年6月29日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第5条第3項の規定により、武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業に関する実施方針を公表した。今般、法第7条の規定により、武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業を特定事業として選定したので、法第11条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成30年9月25日

武豊町長 靱山 芳輝

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名称

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

- ① （仮称）武豊町熱利用施設（以下「本施設」という。）の施設整備（設計及び建設・工事監理等）に関する業務
- ② 本施設の維持管理及び運営に関する業務

### (3) 事業方式

本事業は、民間の企画力及び技術的能力を活用し、事業者が本施設の設計・建設等の業務を行い、本町に本施設の所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理・運營業務を遂行する設計・施工・維持管理・運營業務一括発注方式（以下「DBO方式」という。）とする。

なお、本施設は地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、これら公の施設の運営にあたっては、事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

### (4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 49 年 3 月 31 日までとする。

### (5) 公共施設等の立地条件及び規模

- ① 事業予定地：愛知県知多郡武豊町字忠白田（11-7、11-15、11-25、11-26、11-36～38）、字一号地（4-1、4-4、4-14～16、4-24、4-25、11-17、11-36）、字里中（31-1）
- ② 敷地面積　： 12,232.92 m<sup>2</sup>

## 2. 事業の評価

本町の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

## (1) 本町の財政負担見込額による定量的評価

### 1) 本町の財政負担額算定の前提条件

本事業を本町が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定・比較に当たり、設定した主な前提条件は次の表1のとおりである。なお、これらの前提条件は本町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

また、本町から事業者へのサービスの対価は、事業者が実施する本施設の設計及び建設等の業務に係るサービスの対価と本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理費及び運営費相当から成る。

表1 財政負担見込み額算定の前提条件

	本町が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費等）</li> <li>② 維持管理及び運営費用（光熱水費を含む）</li> <li>③ 地方債の償還に要する費用</li> <li>④ 利用料収入を調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理及び運営費用（光熱水費を含む）、開業前経費等）</li> <li>② アドバイザー費用</li> <li>③ モニタリング費用</li> <li>④ 地方債の償還に要する費用</li> <li>⑤ 事業者からの税収（町税）を調整</li> <li>⑥ 利用料収入を調整</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業期間：約17年6ヶ月（設計・建設：2年5ヶ月、維持管理：15年1ヶ月、運営：15年）</li> <li>② 割引率：2.60%</li> <li>③ インフレ率：考慮しない</li> </ul>	
事業収入	本施設利用者からの利用料金収入を見込む	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金）</li> <li>② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還期間20年（元本据置3年）</li> <li>・ 元金均等償還（年1回）</li> <li>・ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定</li> </ul> </li> <li>③ 一般財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金）</li> <li>② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還期間20年（元本据置3年）</li> <li>・ 元金均等償還（年1回）</li> <li>・ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定</li> </ul> </li> <li>③ 一般財源</li> </ul>
設計及び建設・工事監理、解体・撤去等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	同用途の本町の施設及び他事例の実績等を勘案して設定	本町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

※ 本試算では、自主事業による収入及び費用は加味していない。

### 2) 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本町が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の本町の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	本町が自ら実施する場合	DBO 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	3,645 百万円	3,450 百万円
指数	100.0	94.6

（消費税及び地方消費税相当額除く）

## （２）DBO 事業として実施することの定性的評価

### １）効果的・効率的な設計、建設、維持管理及び運営の実施

本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ及び技術力等が最大限に発揮される。

特に本事業では、小学校授業利用時の指導補助・送迎バス運行やごみ処理施設からの熱供給管整備など、事業内容が多岐にわたるため、事業者のノウハウ等の発揮により、よりスムーズな事業の実施が期待できる。

### ２）維持管理・運営を長期的に発注・一部を独立採算事業とすることによる効率化・サービス内容の向上

維持管理・運營業務を長期的に委託することから、複数年度にわたる業務改善効果を考慮し遂行することが可能となる。また、学校利用時を除く運營業務の一部を独立採算事業として実施することから、事業者の提案の余地が広がり、事業者の有する専門的な知識やノウハウの活用、創意工夫の発揮により、住民のニーズを踏まえた、より良質なサービスが柔軟に提供される等、サービスの質の向上・相乗効果が図られることが期待できる。

### ３）リスク分担の明確化による安定した事業運営

あらかじめ事業者と本町との間で想定可能なリスクの責任分担を明確にし、その管理体制を適切に構築することによって、リスク発生の抑制を図ることができる。さらに、リスク発生時においても適切かつ迅速な対応が可能となる。これにより、事業目的の円滑な遂行や安定かつ効率的な事業運営の確保が期待できる。

## （３）総合評価

本事業は DBO 事業として実施することにより、本町が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本町の財政負担額について、約 5.4%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本町から事業者に移転するリスクや、設計、建設、維持管理・運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を DBO 事業として実施することが適当であると認められることから、法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。